

告 示

埼玉県告示第五百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―三十四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字根岸字大道東六百四十四番四 他十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百八十三・九二立方メートル